

資料

公認級位審査要綱

	組手	形
5級	<ul style="list-style-type: none"> ・ 約束された組手における攻撃（自由な構えによる） ・ 上段順突き ・ 中段順突き ・ 前蹴り ・ これらの攻撃に対する防御、極め技 	平安初段、平安二段、平安三段、平安四段、平安五段、鉄騎、三戦、撃砕（一）、撃砕（二）など基本の形から審査員が1つ指定する。
4級	<ul style="list-style-type: none"> ・ 約束された組手における攻撃（自由な構えによる） ・ 上段順突き ・ 中段逆突き ・ 前蹴り ・ これらの攻撃に対する防御、極め技 	平安初段、平安二段、平安三段、平安四段、平安五段、鉄騎、三戦、撃砕（一）、撃砕（二）などの基本の形から審査員が1つ指定する。
3級	<ul style="list-style-type: none"> ・ 自由組手1回（安全具使用） 	平安初段、平安二段、平安三段、平安四段、平安五段、鉄騎、三戦、撃砕（一）、撃砕（二）などの基本の形又は第1指定形から審査員が1つ指定する。
2級	<ul style="list-style-type: none"> ・ 自由組手1回（安全具使用） 	平安初段、平安二段、平安三段、平安四段、平安五段、鉄騎、三戦、撃砕（一）、撃砕（二）などの基本の形又は第1指定形から審査員が1つ指定する。
1級	<ul style="list-style-type: none"> ・ 自由組手1回（安全具使用） 	平安初段、平安二段、平安三段、平安四段、平安五段、鉄騎、三戦、撃砕（一）、撃砕（二）などの基本の形又は第1指定形から審査員が1つ指定する。

(注1) 約束された組手における攻撃は、右手・右足とする。

(注2) 自由組手は審査員が適切な時間を設ける。

段位等登録料等一覧表

(平成26年4月1日から)

(単位：円)

区 分	取得条件	審査料	登録料	受講料	更新料	
級位	1～5級	特になし	2,000 ^(注3)			
段少年	初 段	満15歳未満又は義務教育未修了		5,300		
	2 段	満15歳未満又は義務教育未修了		6,300		
公 認 段	初 段	満15歳以上かつ義務教育修了		7,000		
	2 段	満15歳以上かつ義務教育修了		8,000		
	3 段	満18歳以上		9,000		
	4 段	満23歳以上かつ3段取得後2年以上 ^(※)	10,500	15,800		
	5 段	満26歳以上かつ4段取得後3年以上 ^(※)	10,500	21,000		
	6 段	満36歳以上かつ5段取得後5年以上	21,000	36,800		
	7 段	満43歳以上かつ6段取得後6年以上	21,000	52,500		
	8 段	満50歳以上かつ7段取得後7年以上	31,500	105,000		
	9 段	満70歳以上かつ8段取得後9年以上				
	10 段	9段取得後10年以上				
位	推 薦 4 段	満35歳以上かつ受審実績3回以上	10,500	21,000		
	推 薦 5 段	満40歳以上かつ受審実績3回以上	10,500	31,500		
	推 薦 6 段	満45歳以上かつ受審実績4回以上	21,000	47,250		
	推 薦 7 段	満55歳以上かつ受審実績4回以上	21,000	78,750		
推 薦 8 段	満65歳以上かつ受審実績5回以上	31,500	157,500			
称 号	錬 士	※規程を参照	10,500	52,500		
	教 士	※規程を参照	10,500	84,000		
	範 士	※規程を参照	10,500	105,000		
審判員	全国(組手・形)	※規程を参照		15,800	21,000	7,300 ^(注1)
	地区(組手・形)	※規程を参照		10,500		2,300
	都道府県(組手・形)	※規程を参照		5,000 ^(注2)		5,000 ^(注2)
日体協	上級コーチ	※規程を参照		8,000	21,000	
	コ ー チ	※規程を参照		8,000	21,000	
	上級指導員	※規程を参照		8,000	15,800	
	指 導 員	※規程を参照		8,000	15,800	

(注1) 全国審判員更新料7,300円のうち、組手審判が地区協議会において更新した場合は

審判員1人につき5,000円を地区協議会に還元する。

(注2) 都道府県審判員登録料及び更新料5,000円のうち、審判員1人につき3,000円を都道府県連盟に還元する。

※初段～4段取得の経過年数については、同月をもって受審基準を満たすものとする。(2段～5段受審時に係る受審基準)

例) ◆3段取得が平成23年11月27日の場合、4段の受審は平成25年11月1日より可能。

◆3段取得が平成23年12月3日の場合、平成25年11月23日に開催される4段審査会への参加はできない。

※この経過年数の数え方については、2段～5段受審時のみ適用されるものとし、6段以降及び資格審査員等の受審基準には適用されない。

(注3) 級位の登録は加盟団体に管理する。